

令和6年度 一般会計歳出 第6款2項2目 12節 (18) 900000 清掃その他委託料

受付番号	種目番号	連絡先	担当 旭区こども家庭支援課 こども家庭係 ふりがな 担当者名 中島 正子 なかじま まさこ 電話 954-6122
------	------	-----	--

設 計 書

1 委託名 横浜市今宿保育園調理員派遣契約

2 履行場所 横浜市今宿保育園

3 履行期間 期間 令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで
又は期限 月 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで、横浜市今宿保育園
において、調理業務を行う業務員を派遣する。

8 部 分 払

■ する (6回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
調理業務人材派遣	10月	(132)	時間		()
調理業務人材派遣	11月	(120)	時間		()
調理業務人材派遣	12月	(120)	時間		()
調理業務人材派遣	1月	(114)	時間		()
調理業務人材派遣	2月	(108)	時間		()
調理業務人材派遣	3月	(120)	時間		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 寄 預

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名称	履行予定期	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
調理業務 人材派遣	令和 6 年 10 月	(132)	時間		()	
	令和 6 年 11 月	(120)	時間		()	
	令和 6 年 12 月	(120)	時間		()	
	令和 7 年 1 月	(114)	時間		()	
	令和 7 年 2 月	(108)	時間		()	
	令和 7 年 3 月	(120)	時間		()	
		(714)	時間		()	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市今宿保育園調理員派遣契約（令和6年10月～令和7年3月）仕様書

1 派遣場所

横浜市今宿保育園（横浜市旭区今宿南町2000-4）

2 期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

3 人数

1名

4 勤務条件

（1）勤務日

月曜日から金曜日の週5日（祝日を除く）

（2）勤務時間

午前8時30分から午後3時30分まで（指揮命令者の指定する1時間の休憩時間あり）

または午前9時から午後4時まで（指揮命令者の指定する1時間の休憩時間あり）のいずれか（応相談）

（3）派遣職員について

ア 調理経験があること。（調理師免許不問）

イ 子どもの食事に興味・関心のあること。

ウ 業務に従事する派遣労働者は、1人の業務を複数名（原則2名）により従事させることができ、派遣期間を通じて同一の者とするが、派遣元及び派遣労働者の都合によりやむを得ず派遣労働者の交替が必要となった場合、事前に派遣先と協議のうえ、代替派遣労働者を速やかに配置すること。

エ 令和6年4月以降に胸部エックス線検査等の健康診断を実施し、異常なしの者。

5 業務内容

横浜市今宿保育園における給食・おやつの調理業務及び厨房の清掃、喫食状況の確認などそれに準ずる業務（指揮命令者の指示により、あらかじめ決められた献立を職員等と共同で調理する）

6 共通事項

（1）責任者、指揮命令者

派遣先責任者

旭区こども家庭支援課学校連携こども担当課長 中島こずえ

指揮命令者

横浜市今宿保育園長 倉迫 祐子

（2）従事者の日程管理

ア 派遣元は、事前に従事者全員の氏名及び従事時間を記した『配置予定表』を提出すること。また、内容に変更があった場合は、速やかに派遣先の指揮命令者に連

絡すること。

- イ 予定されていた派遣労働者が、事故・病気その他の理由により従事できなくなつた場合は、直ちに派遣先の指揮命令者に連絡のうえ、他の者に従事させること。
- ウ その他、非常事態発生時についての対応は、あらかじめ十分検討し、必要な処置を講ずること。

(3) 守秘義務

- ア 作業進行上知り得た事柄は、絶対にもらしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- イ 派遣業務終了後も同様とする。

(4) 契約の解除

- ア 派遣先又は派遣元は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定めに違反した場合、是正を催促し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- イ 前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、派遣先又は派遣元は、何らの催促を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。
- ウ 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(5) 派遣労働者からの苦情処理

- ア 苦情の申し出を受ける者

派遣先

派遣先責任者

派遣元

派遣元責任者

- イ 苦情処理方法、連絡体制

(ア) 派遣先が6(1)記載の者より派遣元にかかる苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元へ連絡し、派遣元の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(イ) 派遣元が6(1)記載の者より派遣先にかかる苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先へ連絡し、派遣先の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(ウ) 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(6) その他

- ア 派遣員の具体的な業務内容については、指揮命令者及び調理担当職員からの説明及び指示に従うこと。
- イ この仕様書に定めのないことは、派遣先と派遣元で協議し、解決を図るものとする。